

認可外保育施設等を利用する方へ

無償化の認定は受けていますか？

横浜市から

事前に認定(30条認定)を受けないと
無償化給付を受けられません！

19条認定

30条認定

以下の3つの手順を踏むと、無償化給付を受けられます！

※企業主導型保育事業の場合は、本チラシの対象外です。別途、認定申請案内を確認してください。

認可外保育施設等とは

- ①届出済認可外保育施設(ベビーシッターを含む)
- ②一時保育 ③病児保育事業 ④乳幼児一時預かり事業
- ⑤横浜子育てサポートシステム(送迎のみの利用は除く)
- ⑥横浜保育室(3~5歳児クラス)等

【無償化の認定を受けられる要件】

- ①認可保育所等に在園していない
 - ②横浜市の「保育の必要性の認定基準」を満たす
 - ③・3歳児クラス~5歳児クラスの子ども、又は、
・0歳児クラス~2歳児クラスの市民税非課税世帯等の子ども
- ※詳細は、認定申請案内を確認してください。

認定

STEP 1

認定

保育の必要性の
認定を受ける



STEP 2

利用

無償化対象の
施設等を利用する



STEP 3

請求

無償化給付費の
請求をする

- ① 無償化給付を受けるために、
園の利用開始前に、認定を受けてください。
- 認定期間外は、無償化給付を受けられません。
- 認定を開始する日は、
申請受理日より前に遡ることはできません。

※横浜市に転入してきた方は、**横浜市から**認定を受けてください。

- ② 手続きは、**利用開始の1か月前**を目安に行ってください。

認定に必要な書類は、
「横浜市給付認定申請案内」を確認してください



横浜市 認可外 認定

Q 検索

利用

無償化給付を受けることができるのは、市町村から
無償化対象施設であることの**確認**を受けた施設・事業
を利用した場合です。

横浜市内の無償化対象施設はこちら



横浜市 無償化 対象施設

Q 検索

請求

- ① 利用料は、一旦施設に支払います。
- ② 横浜市に請求の手続きを行うと、無償化給付を受けられます。

請求方法については、
「施設等利用費給付の手引き」を確認してください



横浜市 無償化 請求方法

Q 検索

【お問合せ】無償化専用ダイヤル

☎ 045-840-6064

開設日時：午前8時~午後8時、12月29日~1月3日を除く毎日

無償化については

横浜市 無償化

Q 検索

